

令和7年度 県庁地区 障がい者を対象とした 島根県会計年度任用職員採用試験受験案内

島根県総務部人事課
〒690-8501 松江市殿町1番地
TEL 0852-22-6852

島根県では、障がいのある方を対象とした会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2に規定する職員)を以下のとおり募集します。

■ 受付期間	令和7年7月2日(水) ~ 令和7年7月25日(金) ※郵送による場合は、7月25日(金)必着 受付時間は、午前8時30分~午後5時15分(土日・祝日を除く)
■ 1次試験日	令和7年 8月 8日(金)
■ 1次試験合格発表日	令和7年 8月18日(月) 予定
■ 2次試験日	令和7年 8月27日(水) ~ 令和7年 8月29日(金)
■ 合格発表日	令和7年 9月10日(水) 予定

1. 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する人

- ア 身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの方
- イ 療育手帳の交付を受けている方
- ウ 知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医によって知的障がい者であると判定された方
- エ 精神障害者保健福祉手帳を所持している方

(2) パソコン操作ができること(Excel, Word)

(3) 上記(1)、(2)に関わらず、次の各号のいずれかに該当する人は受験できません

- ア 禁錮(令和7年6月1日以降は、拘禁刑)以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 島根県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2. 勤務地、採用予定人数及び職務内容

勤務地：斐伊川神戸川対策課(松江市殿町8 県庁南庁舎))

募集する区分：一般事務

採用予定人数：1名

職務内容：職員の指示に従い一般業務に従事します。

・庶務業務の補助、文書の発送・収受、各種調査事務等の補助等(資料作成、データ入力等)

3. 試験の日時、試験内容、試験会場、合格発表

(1) 日時、試験内容

【1次試験(作文・面接試験)】

令和7年8月8日(金)

午前10時00分~11時00分

作文試験

午前11時10分~(※)

面接試験(個別面接)

※試験時間は個々によって異なります。受付締切後、受験票の試験時間欄に記入のうえ返送しますので、各自確認してください。

【2次試験(職場実習)】

令和7年8月27日(水)～令和7年8月29日(金)の間に、2日間程度実施予定。

※期間が変更となる場合があります。

※1次試験合格者が対象となります。

(2)試験会場

【1次試験】

島根県民会館(松江市殿町158)

【2次試験】

指定の勤務地

(3)合格発表

令和7年9月10日(水)

※試験の結果は、1次試験、2次試験ごとに受験者全員(棄権者を除く。)に郵送で通知します。

4. 受験申込

(1)提出書類

①申込書(別紙様式) 1部

②履歴書(市販のJIS規格) 1部

顔写真は、申込日前6か月以内に撮影した、無帽、背景なしのもので、裏面に氏名を記入し、はがれないようにしっかり貼ってください。

③はがき 1部

受験票として使用します。表面に受験者本人の郵便番号、住所、氏名を記載し、官製はがき以外は85円切手を貼付してください。

④110円切手を貼付した定形(長型3号)の封筒 1部

試験結果通知に使用します。表面には、受験者本人の郵便番号、住所、氏名を記入し、110円切手を貼付してください。

⑤障がいの程度等が確認できる書類(写し) 1部

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、公的判定機関で知的障がい者と判定されたことを証明する書類(氏名、障がい名、等級が確認できるもの)

※申込書の*欄を除く全ての欄にもれなく正確に記入してください。

(2)書類提出先・問い合わせ先

〒690-8501 松江市殿町1番地

島根県総務部人事課人材戦略スタッフ TEL 0852-22-6852

(3)提出期限、方法

上記提出書類を、島根県総務部人事課人材戦略スタッフに直接持参するか郵送により提出してください。郵送する場合は、封筒の表に「会計年度任用職員申込」と朱書きし、郵便局で簡易書留郵便にしてください。簡易書留郵便によらない郵便の不着には対応できません。

受付は、令和7年7月2日(水)～令和7年7月25日(金)までの、午前8時30分から午後5時15分までです。(但し土日・祝日を除きます。)

郵送による場合は、7月25日(金)必着とします。

(4)受験票の交付

受験票は、受験資格を審査し、受付締切後に郵送します。試験日の3開庁日前になっても受験票が到着しない場合は、必ず島根県総務部人事課人材戦略スタッフにお問い合わせください。

5. 採用

この試験の合格者は、原則として令和7年10月1日から令和8年3月31日まで任用します。

なお、採用後1ヶ月又は勤務日数が15日に達するまでは、条件付き採用期間となります。

※勤務実績等の評価により、公募によらない再度任用は連続4回を上限として行う場合があります。

6. 勤務条件等

- (1) 報酬: 基本報酬 時間額 1,174円～1,408円(職務経歴等に応じて決定します)
通勤手当相当分の報酬 日額 7,142円以内(支給要件を具備する場合のみ支給)
※通勤手当額は通勤手段、勤務日数、距離等に基づいて規定により決定します。
※令和7年7月1日現在を記載しています。変更になる場合があります。
- (2) 手当: 規定に基づき期末手当及び勤勉手当が支給されます。
- (3) 勤務日数: 月130時間(月17日～20日程度)で所属長が指定した日
※勤務時間に応じて勤務日数が決まります。
- (4) 勤務時間: (基本) 午前8時30分～午後5時15分(休憩時間1時間)
勤務時間は、相談の上、決定します。途中で変更することもできます。
- (5) 福利: 共済、厚生年金保険、雇用保険等(加入要件を満たす場合に加入します。)

7. 試験結果の本人提供について

試験の結果については、保有個人情報の本人提供に関する事務取扱要領に基づき、本人の申出により提供することができます。受験者本人(代理人は不可)が「顔写真付きの身分証明書」(注)を持参の上、下記場所で行ってください。(電話は不可)

申出できる者	内容	期間	場所
受験者本人 (棄権者を除く)	得点及び順位	合格発表の日(結果通知 発送の日)から1月間	島根県総務部人事課 (松江市殿町1番地本庁舎3階)

(注)「顔写真付きの身分証明書」の例: 運転免許証、学生証、旅券等

8. その他

- ・ 試験会場には、受験票を持参してください。
- ・ HB 若しくはBの鉛筆又はシャープペンシル及びプラスチック消しゴムを持参してください。
- ・ 受験に際しての提出書類は、島根県において責任を持って廃棄しますので、返却しません。
- ・ 受験に際して島根県が収集した個人情報は、採用試験以外には使用しません。
- ・ 不合格の場合も、内定者の辞退により繰り上げ採用となる場合があります。該当者については、試験結果通知にその旨記載します。

この頁は空白です